

平成28年第6回太子町議会定例会（第465回町議会）会議録（第4日）

平成28年12月15日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第5号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 同意第5号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 3 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務常任委員会委員長報告)
- 5 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	吉田正之	2番	長谷川正信
3番	玉田正典	4番	中藪清志
5番	堀卓史	6番	藤澤元之介
7番	首藤佳隆	8番	福井輝昭
9番	森田眞一	10番	平田孝義
11番	吉田日出夫	12番	井川芳昭
13番	井村淳子	14番	橋本恭子
15番	中島貞次	16番	清原良典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	岡田俊彦	書記	森文彰
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	教育長	寺田寛文
総務部長	堀恭一	生活福祉部長	三輪元昭

(開議 午前10時00分)

○議長(清原良典) 皆さんおはようございます。

平成28年第6回太子町議会定例会におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 諸般の報告

○議長(清原良典) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。次に監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成28年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 同意第5号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長(清原良典) 日程第2、同意第5号太子町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 皆さんおはようございます。

同意第5号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

平成28年8月1日から太子町副町長が不在となっておりますが、このたび太子町副町長として神南隆司氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の皆様の同意をお願いするものであります。

神南隆司氏は、昭和29年生まれの62歳であります。神南氏は、経歴調書にありますとおり、兵庫県立神戸商科大学を卒業後、昭和51年4月に太子町役場に入庁され、以来、議会事務局長、生活福祉部社会福祉課長、同町民課長、教育委員会教育次長を歴任され、行政運営に関しまして高い見識をお持ちのすぐれた人材で、人格も高潔であり、太子町副町長として適任者であると考えております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○議長(清原良典) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決

を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(清原良典) 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、異議ありと申しましたので、質疑を町長に伺います。

3点ほどお聞きします。

ことし7月に太子町長選挙で3人立候補され、服部町長が6,310票で当選され、町政の転換を掲げて、町民の負託に応えられております。まだ5カ月経過していないのに、お互いに選挙戦で戦った人、当選人と落選人であり、副町長に推薦されるのは、町長の考え方として、落選の方を選ばれるということは変であります。また、副町長を依頼されても、受ける側も変なことだと私は思っております。町長選挙は公費を使っているのに、住民はどう思うでしょうか。全国的にも例のないことです。住民に聞かれたのかどうか、町長の考え方をお聞きします。

2点目、副町長に上程された方と、町長はうまくやっていく自信はあるかと思いますが、途中でうまくやっっていけない場合、簡単に更迭されるのでしょうか。それについても伺います。

3点目、町長自身、副町長にこの方を推薦されて、住民の町長に対する期待は薄れると私は思います。その回復に応えるためにどう努力するのか。

それから4点目、今ここでこの方を副町長に決めなくてもよいと私は思います。合併前に佐用町の町長が4年間副町長不在のまま行った例もあります。それについて伺います。

以上です。

○議長(清原良典) 町長。

○町長(服部千秋) お答えをいたします。

もし、今初めてお聞きするので、抜けているようでしたら、また御質問をいただければと思います。

まず1点目ですけれども、選挙で戦った人を推薦しているがということでもあります。また、このことについて住民に聞いたのかという御質問でございました。

そもそも選挙に出馬するということは、太子町をすばらしいまちにしたいという強い意志のあらわれであって、特に神南氏は町に38年間勤務され、まちを愛する愛町の思いはひととき強いものがあると思われまます。太子町の振興発展を願う、そのような方になっていただきたいと考え、全体的な立場に立って提案しております。政策的にも大きな違いもございませんでした。若干違っているところはありましたけれども、このたびの提案に当たっては、私の政策を十分理解していただいた上で、協力して一緒にやる旨の確約もいただいております。さらに、事務に精通した経験を評価したものであります。御理解をお願いいたします。

それから、住民に聞いたのかということですが、住民というのはどの、何人ぐらいを指しておっしゃってるかは今の御質問ではわかりませんが、私は私が意見を求めたいと思う人に、内部も、また外部も聞いております。ただし、どなたに聞いたとか、そういったことについては御容赦いただきたいと思いますが、いろいろと聞いて、いろいろと判断させていただいて、このたびのお願いをしております。

2点目ですが、途中でうまくやっっていかなかったら更迭するのかという御趣旨だったと思います。

これは、うまくやっていくようにお互いが努力いたします。副町長という職からして、人柄や能力について信頼できることが大切であって、現在の庁舎内においてふさわしい方だと認識し、

提案しております。町長と副町長は、わかりやすい言葉で言えば、けんかとか対立とかが生じないように、常に意思疎通を図り、相互理解の上、よりよい太子町のまちづくりに協力していくべきだと思っておりますし、神南氏はそういう方であると確信しております。御理解をお願いいたします。

3点目ですね。このたびの提案で町民の期待が薄れると思うという御発言だったと思いますが、私はそのように思っておりません。先ほど来御答弁申し上げているとおりでございますが、それぞれの人は、まちをよりよくしようと思って、それぞれの考えを主張してやってきておるわけでございますので、私は、神南氏だけでなく、北川氏も含めて、選挙はもう終わりましたので、いろんな多くの方の御意見を取り入れながら、また議会に対しても同じでございますが、私が一番最初に議員の皆様にも全員協議会に行かせていただいておりますし、もう選挙は終わりましたので、みんなで協力して、よりよいまちにしていきたい、そのように議会にも情報も提供させていただきますし、御協力をいただきたいという趣旨のことは申し上げさせていただきます。ですので、今の御質問で、なくなった信頼の回復にどう応えるのかということをおっしゃいましたが、それは私は該当しないと思っております。

それから4点目に、佐用町の副町長が今、間違っていたらあれですが、たしか4年いなくて、今すぐ決めなくてもいいんじゃないかということをおっしゃったと思いますが、済いません、私、佐用町の副町長がそのように御不在であったかどうかということは存じておりません。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 再度お聞きいたします。

町長は、選挙による出馬によることは、一層町をよくするためは同じであるということでありました。それで、私の聞いた住民さんとは、町長の内部、外部に聞かれた方とは違うと思いますが、私の場合は、適正でないなというふうに言われた方が多かったように思います。

それで3点目に言われたことは、町長は議会でも言われたことだと、同じように思っております。しかし、ちょっとどうなんかなということと、それから4点目に、今私が言いましたのは、合併前の佐用町で、山田町長のときにそのようにあったかのように聞いておりましたので、そういうことでお伝えしました。

その中で、私は選挙公約を3名の方のを書き出してみまして、一応共通する点は服部町長と推薦者とは似た部分も公約ではありました。しかし、お互いに戦った人が本当に提案されて、十分御理解いただいて受けていただいたということではありますが、やはり何かひっかかるものがありまして、どうなんかなって、すごく疑問に思っております。それで、私は一応再度お聞きしましたが、神南氏については、手厚い子育て支援を盛り込んだ公約でありまして、変革と再生、未来に投資、子供の笑顔があふれるまちづくりを実現したい旨、目的とされておりました。服部町長の場合、いろんな広い分野で公約が出ておりました。ちょっと似てる部分はありますが、ちょっとどうなんかなと私は危惧しております。

以上であります。

○議長（清原良典） 答弁要りますか。

（橋本恭子議員「はい、答弁少し、私が言った部分で、公約の部分で少し違うと思っておりますので、ちょっとお願いします」の声あり）

町長。

○町長（服部千秋） まず、選挙で戦った人なので、どうなのかなとおっしゃっていただけますけど、わかりやすい表現で申しますと、私はもともと神南氏と仲悪くは全くございません。それから、

立派な方だということは、尊敬もしている方でございます、このたびは選挙を戦っているんですけど、もともと全く仲が悪い関係ではございません。

それから、政策について十分理解されているのかという御質問ですけれども、これは先ほどから申し上げていますように、このたびのことに当たりまして、もちろんそれ以前から神南氏も私の配布してる政策についてはお読みになっていますし、私も神南氏が出されてる文書は読んでおりますし、また北川氏が出されたのも読んでおりますけれども、神南氏は私の政策を十分理解して、それに協力するというを最初に申しましたとお約束していただいておりますので、一緒に協力させていただくということは間違いのないことでございます。もしこれでお答えが足りなかったら、また聞いてください。

(橋本恭子議員「結構です、はい」の声あり)

○議長(清原良典) ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 質疑いたします。

人事案件は町長に与えられた権限であり、選挙によって民意で選出されました町長が選任するものであると思います。ですので、人事案件の反対は不信任案と同じぐらい重いものであると私は感じております。

選挙により民意で選ばれた町長の選任であればという思いがあり、そのことから先日の監査委員の同意案件も僕は賛成したんですけども、しかしながら今回の案件につきましては超重要案件であることから判断に苦慮しております。

私も含め、選挙に出た人間は批判されることは当然であり、うわさや評判だけで判断するのはおかしいと思ったこと、また疑問に思うこともありましたので、以前神南氏に直接数点、自分の中で気になることを確認してみました。

特にその中でも、先の選挙で応援してくれた方が納得するのかということが気になっておりましたので、それについては公式に集まって話してはないが、集まりの場で相談した際には応援の声が多かったというような確認もとっております。

しかしながら、本人の話は確認しておりますが、町長の思いというのを聞いていないなというふうにしたので。副町長は町長を支えるポジションであります。当然、選任するのですから一心同体であり、神南氏と一緒に太子町をよくしたいと思っております。現状ではただ同意案件が上がってきただけですので、神南氏と協力してやりたいという町長の意気込みだけは確認したいと思いますので、そちらをお願いします。

○議長(清原良典) 町長。

○町長(服部千秋) どこまでどのようにお答えするのがいいのか、今ちょっと御質問の。もし足りなかったら言ってください。一緒にやるつもりがあるのかを確認されるということですが、それはそういうことで提案させていただいておりますので、そういう意図でございます。これは副町長においてもそうですけれども、町の職員ともそのようにしたいと思っております。また、議員の皆様方とも、御意見が違うこともあるかもしれませんが、最初からお話をさせていただいてるとおり、皆様方にも御意見をいただいたりして、いろいろ話をさせていただきたいというのが私の本音でございますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

○議長(清原良典) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 町長は、説得した、本人によく理解してもらって、うまくやっているとわられたんですけど、私は少しこの人事については、本人さんはいいんですけど、うまくやっているのか疑問に思いますので反対といたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（清原良典） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に井村淳子議員及び橋本恭子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（清原良典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（清原良典） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（清原良典） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

井村淳子議員及び橋本恭子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（清原良典） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 5票、反対 10票。

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第5号は同意しないことに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第3 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第3、議案第59号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第62号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長平田孝義議員。

○平田孝義議員 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第59号。付託年月日、平成28年12月2日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年12月6日（火）午前10時から午前11時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①職員の介護休暇並びに育児休暇の取得状況はどの質疑に、育児休暇については、今年度は事例が数件あり、介護休暇については、子供の介護で約1カ月間、母親の介護で半年間、休暇を取得した事例が過去にあるとの説明があった。

②介護休暇の分割取得について、6カ月を過ぎてもなお介護休暇を取得しなければならない場合は、この条例は適用されるのかとの質疑に、介護休暇は通算で6カ月しか取得できないとの説明があった。

③介護時間の規定で、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とあるが、どういった場合を指すのかとの質疑に、介護時間を取得する者の勤務形態において業務に支障が出ない場合、また介護時間を取得することがやむを得ない場合等を指すとの説明があった。

④介護時間、介護休暇は計画的に取得するのか、それとも突発的に取得するのかとの質疑に、介護時間、介護休暇は、ある程度計画性を持って申請してもらう。休暇等を取得することによって公務を誰かが補う必要があるため、計画的に取得していただく必要がある。万が一突発的に休暇を取得する場合は年次休暇で対応するとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、2件目に参ります。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第62号。付託年月日、平成28年12月2日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年12月6日（火）午前10時から午前11時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①特定一般用医薬品等の購入に係る特例の「特定」とはどのようなものかとの質疑に、病院でもらう保険適用薬ではなく、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、薬局で購入できる医薬品を今回新たに特定一般用医薬品等として指定し、税金上控除されることとなった。今現在、厚生労働省で1,492種類の医薬品が指定されているとの説明があった。

②特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の「特例」とはどのようなものかとの質疑に、日本と台湾の間で台湾は1つの中国という観点から日本と租税条約を締結することができなかったが、このたびアメリカ等の租税条約を締結している国と同様の枠組みを構築するため、日本と台湾の民間レベルでの取り決めが締結されたことにより、租税条約締結国と区別するため、「特例」という表現で条文が追加されたとの説明があった。

③「仮認定」NPO法人を「特例認定」NPO法人に名称変更ということだが、「仮認定」NPO法人とはどんな法人のことをいうのかとの質疑に、税制優遇措置を受けることができる「認定」NPO法人に認定されるには、寄附等の厳しい基準を満たさなければならないが、設立間もないNPO法人が基準を即座に満たすことは困難であるため、設立から5年以内のNPO法人は一度限りで、一定の基準を満たしていれば3年間「仮認定」NPO法人として認定され、一定の税制優遇措置を受けて、その3年間で「特例認定」NPO法人の基準を満たしなさいという制度であるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

審査報告は以上であります。

○議長（清原良典） 以上で総務常任委員会委員長平田孝義議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第59号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第62号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(清原良典) 日程第5、議案第63号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第64号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第63号。付託年月日、平成28年12月2日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年12月5日(月)午前10時から午前11時28分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①改正条文に日本と台湾の文言が一切出てこず、内容が理解しにくいとの質疑に、この取り決めは、日本と台湾との間で投資や経済交流等を促進する中で、租税条約に相当する枠組みを構築

し、整備された。このたび関係してくるのは、利子あるいは配当に関する所得で、「特例適用利子」あるいは「特例適用配当」として地方税法等も改正されたため、国民健康保険税についても適用するということであるとの説明があった。

②条例改正することで今後国民健康保険税の増減はどうなるのかとの質疑に、国民健康保険の加入者が台湾の会社の株を所有している等で確定申告をすれば、配当所得として保険税の算定対象となってくるため、税額は増えるほうに推移するものと考えているとの説明があった。

③既に租税条約が締結されている国はどのくらいあるのかとの質疑に、平成28年11月1日現在の締結は66条約等、102カ国・地域であるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

引き続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第64号。付託年月日、平成28年12月2日。件名、太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年12月5日（月）午前10時から午前11時28分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①テニスコートの夜間照明に係る工事費は約2,000万円ということだが、国からの補助割合はとの質疑に、この工事は国庫補助事業社会資本整備総合交付金の都市公園整備事業で、補助割合は2分の1であるとの説明があった。

②現在の稼働率及び照明設備整備後の利用率の予測についてはとの質疑に、現在毎日全ての時間帯で全6面のうち最低1面以上利用されており、利用率は高いと考えている。照明設備整備後の利用率は、夏場で7割、冬場で3割から4割ぐらいと予測しているとの説明があった。

③テニスコートへの夜間照明の設置方法についてはとの質疑に、照明器具は1面につきコートの四隅とネットの両サイド合わせて6基を設置する予定であるとの説明があった。

④夜間の運営については、人件費のことを考えると、コインやナイター券を使用して、利用者自身で照明が点灯できる方法がよいのではとの質疑に、コイン式等を採用している近隣市町に問い合わせたところ、機械の故障が多いとの回答が多かったため、シルバー人材センターへの委託で対応することに決めた。なお、施行規則第2条第2項で、使用許可申請の期間を「当日までの間に」から「使用日の3日前までの間に」に改め、夜間の使用申請がない場合の委託料について抑制を図るとの説明があった。

⑤今回設置する照明は300ワットであるが、夜間にテニスをするには適した照度なのかとの質疑に、必要な明るさは確保されているものと考えているとの説明があった。

⑥夜間照明料の積算根拠はとの質疑に、近隣市町の料金を参考にした。使用料と照明料の合計が1,000円前後のところが多いため、使用料の500円と合わせて1,000円になるよう、照明料を500円に設定したとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上2件、御審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（清原良典） 以上で福祉文教常任委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第63号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第64号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長(清原良典) 日程第7、意見書案第2号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、意見書(案)を読み上げ、趣旨説明とさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、格段に重くなっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、国民世論にも十分配慮しつつ、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年12月15日

内閣総理大臣安倍晋三様、内閣官房長官菅義偉様、衆議院議長大島理森様、参議院議長伊達忠一様、財務大臣麻生太郎様、総務大臣高市早苗様、厚生労働大臣塩崎恭久様。兵庫県太子町議会議長清原良典。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（清原良典） 趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（清原良典） 日程第8、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回太子町議会定例会(第465回町議会)を閉会します。

(閉会 午前10時57分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(清原良典) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月29日の招集以来、本日までの17日間でしたが、この間議員各位には各会計の補正予算を初め条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、ここにその御精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長初め町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位には、くれぐれも健康に御留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長(服部千秋) 平成28年第6回太子町議会定例会(第465回町議会)が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る11月29日に開会されました今期定例町議会におきましては、人事、予算、条例の各重要案件につきまして御審議を賜りましたことに対し深く感謝を申し上げます。

御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいり所存でありますので、町行政に対しまして一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

太子町議会議長 清 原 良 典

署名 議員 藤 澤 元 之 介

署名 議員 首 藤 佳 隆